

青い森鉄道線利活用推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、青い森鉄道線利活用推進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、沿線地域の連携・協力体制を確立し、沿線地域のマイレール意識の向上を図るとともに、地域が主体となった利活用を推進することによって青い森鉄道線及び沿線地域の活性化を図るほか、その他青い森鉄道線に係る重要な事項を協議検討することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、青森市、八戸市、三沢市、平内町、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、三戸町、南部町、青森県、青い森鉄道株式会社、青森県市長会及び青森県町村会をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青い森鉄道線の利活用推進のための企画・立案、調査及び事業の実施
- (2) 青い森鉄道線及び沿線地域に関する情報の提供
- (3) その他目的達成のため必要な事業

(組 織)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長4名
- (3) 幹事3名
- (4) 監事2名

2 会長は、青森県知事をもって充てる。

3 副会長は、青森県副知事、青森市長会長及び青森県町村会長をもって充てる。

4 幹事は、青森市長、八戸市長及び三沢市長をもって充てる。

5 監事は、会長、副会長及び幹事以外の者のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。

- 3 幹事は、本会の円滑な運営のため、必要に応じて会員の連絡調整を図る。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて随時開催することができる。

- 2 総会は、会長が議長となる。
- 3 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 規約の変更に関する事項
 - (4) その他会長が必要と認めた重要な事項
- 4 総会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

(課長会議)

第8条 前条第3項各号に掲げる事項について、企画、立案及び調整を行うため、本会に課長会議を置く。

- 2 課長会議は、本会を構成する団体の担当課長をもって組織する。
- 3 課長会議は、次条第2項に規定する事務局長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- 4 課長会議には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理させるため、事務局を青森県の担当課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、青森県の担当課長をもって充てる。
- 3 前2項に規定するもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第10条 本会の経費は、本会を構成する団体（青森県市長会及び青森県町村会を除く。）の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年5月11日から施行する。
- 2 本会の最初の会計年度は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成22年5月11日から平成23年3月31日までとする。